（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行規則	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則
（用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。	（用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。
（拠出金単価の設定） **第二条**　法第五条第三項に規定する経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　特定実用発電用原子炉設置者間における再処理等拠出金に係る負担の公平を確保できるものであること。 三　［略］	（拠出金単価の設定） **第二条**　法第四条第三項に規定する経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　特定実用発電用原子炉設置者間における拠出金に係る負担の公平を確保できるものであること。 三　［略］
（拠出金単価の認可） **第三条**　機構は、法第五条第四項の規定による認可を受けようとするときは、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。	（拠出金単価の認可） **第三条**　機構は、法第四条第四項の規定による認可を受けようとするときは、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（拠出金単価の通知） **第四条**　法第五条第五項の規定による通知は、様式第二により行うものとする。	（拠出金単価の通知） **第四条**　法第四条第五項の規定による通知は、様式第二により行うものとする。
（機構の名称等の届出） **第五条**　特定実用発電用原子炉設置者は、法第六条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。	（機構の名称等の届出） **第五条**　特定実用発電用原子炉設置者は、法第五条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（変更） **第六条**　法第七条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　［略］	（変更） **第六条**　法第六条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　［略］
二　法第六条第一項の規定により届け出た機構の名称及び住所 三・四　［略］	二　法第五条第一項の規定により届け出た機構の名称及び住所 三・四　［略］
（申告書の記載事項） **第七条**　法第八条第一項の経済産業省令で定める事項は、特定実用発電用原子炉設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名とする。	（申告書の記載事項） **第七条**　法第七条第一項の経済産業省令で定める事項は、特定実用発電用原子炉設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名とする。
（申告書の添付書類） **第八条**　法第八条第二項の経済産業省令で定める書類は、使用済燃料の量の算定の過程を示す書類その他必要な書類とする。	（申告書の添付書類） **第八条**　法第七条第二項の経済産業省令で定める書類は、使用済燃料の量の算定の過程を示す書類その他必要な書類とする。
（再処理等拠出金の納付等） **第九条**　再処理等拠出金及び延滞金の納付は、申告書（納入告知書の送付を受けた場合には、納入告知書）を添えて、これを行わなければならない。 2　再処理等拠出金及び延滞金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。 3　法第八条第三項の規定による通知は、納入告知書の送付によって行わなければならない。	（拠出金の納付等） **第九条**　拠出金及び延滞金の納付は、申告書（納入告知書の送付を受けた場合には、納入告知書）を添えて、これを行わなければならない。 2　拠出金及び延滞金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。 3　法第七条第三項の規定による通知は、納入告知書の送付によって行わなければならない。
（充当の通知） **第十条**　機構は、法第八条第五項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る再処理等拠出金を納付した特定実用発電用原子炉設置者に通知しなければならない。	（充当の通知） **第十条**　機構は、法第七条第五項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る拠出金を納付した特定実用発電用原子炉設置者に通知しなければならない。
（廃炉拠出金年度総額の設定） **第十一条**　法第十一条第三項に規定する経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る廃炉の長期的な見通し及び当該廃炉の実施の状況に照らして廃炉推進業務に必要な金額の確保を図ることができるものであること。 二　法第十一条第二項の規定により算定される各実用発電用原子炉設置者等の廃炉拠出金の額が、次に掲げる基準を満たすこと。	［新設］